

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

1. 支給対象者



■以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に続きます。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

制度については…

■厚生労働省 コールセンター

☎0120-400-903

(受付時間：平日 9:00～18:00)

申請や支給に関しては…

■名張市役所 子ども家庭室

☎0595-63-7594

(受付時間：平日 8:30～17:15)



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

3. 給付金の支給手続き

■ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **5月11日(火)**に令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みを予定しています。

【ご注意ください】

※給付金を希望しない場合は、令和3年4月30日(金)までに「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)受給拒否の届出書」の提出が必要となります。届出書は名張市のホームページからダウンロードしていただくか、名張市子ども家庭室までご連絡ください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに名張市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して支給を判断します。毎月15日までに支給決定した方は、その月の月末に指定口座に振り込みます。

